

## 浜松市スクールカウンセリング事業実施要綱

### (事業の目的)

第1条 児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者(以下「スクールカウンセラー等」という。)を浜松市立小中学校及び高等学校に配置することによりいじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

### (スクールカウンセラー等の配置)

第2条 スクールカウンセラー等は、小中学校及び高等学校に配置し、当該校を担当する。

- 2 地域や学校の実状により、複数の学校において事業を実施する必要がある場合には、中学校区程度の地域を単位とし、その域内の拠点となる学校1校にスクールカウンセラー等を配置し、当該校の域内又は近隣地域の他の学校を併せて担当することができる。
- 3 スクールカウンセラー等は、浜松市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めた場合、配置校の活動予定時間数にかかわらず担当する学校及び担当する学校以外の学校において活動することができる。

### (委嘱対象者)

第3条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者の中から委員会が委嘱する。

- (1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
  - (2) 精神科医
  - (3) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師(常時勤務の者に限る。)の職にある者又はあった者
- 2 スクールカウンセラーに準ずる者は、次の各号のいずれかに該当する者の中から委員会が委嘱する。
- (1) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
  - (2) 大学又は短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
  - (3) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- 3 スクールカウンセラー等として委嘱しようとする者に対しては、本事業の趣旨、委嘱する事務等について説明し、理解を得ることにより、本事業の円滑な実施を確保するものとする。

### (活動内容)

第4条 スクールカウンセラー等は、委員会、配置された学校の校長等の要請や事業計画に基づき次の各号の活動を行う。

- (1) 教職員の研修における指導及び助言
  - (2) 児童生徒へのカウンセリング
  - (3) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言並びに援助
  - (4) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
  - (5) 学校におけるいじめの防止のための組織にかかわる心理の専門家としての活動
  - (6) その他、委員会及び学校が要請する児童生徒のカウンセリング等に関連する活動
- (指導対象者及び指導方法)

第5条 スクールカウンセラー等による指導の対象者は、小中学校及び高等学校の児童生徒のうち、いじめや不登校等の問題行動等があり、スクールカウンセラー等による対応が必要な児童生徒及びその保護者、関係教職員、相談員その他当該児童生徒の関係者とする。

- 2 指導対象者への指導方法は、学校の教職員に対するカウンセリングに関する研修の指

導助言及び、学校、家庭、児童生徒等の要請による指導対象者に対する学校等におけるカウンセリングとする。

(配置校の選定)

第6条 委員会は、地域の実態等に応じて小中学校及び高等学校を配置校として選定する。

(事業の報告)

第7条 事業を行う学校は、別に定める実績報告書を作成し、その年度の事業終了後30日を経過した日又は毎年度末のいずれか早い期日までに、委員会に提出するものとする。

(運営方法)

第8条 委員会は、配置校、スクールカウンセラー等、関係専門機関の代表者等から構成する本事業実施に係る連絡会議を設け、具体的な協議内容について適宜、具体的な方法等を協議する。

(研修会等の開催)

第9条 委員会は、スクールカウンセラーのり専門性を向上させることを目的とした研修会を開催することができる。

(活動の停止)

第10条 委員会は、第1条に定める事業の目的達成に支障があると認める場合、スクールカウンセラー等の活動を停止させることができる。

2 前項の規定に基づきスクールカウンセラー等の活動を停止させた場合、委員会は、それ以後に実施されたスクールカウンセラー等の活動に対しては謝金を支払わないものとする。

(解嘱)

第11条 委員会は、スクールカウンセラー等が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該スクールカウンセラー等の委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障等により第4条各号に掲げる活動ができなくなった場合

(2) スクールカウンセラー等にふさわしくない非行があった場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、スクールカウンセラー等として委嘱することについて、委員会が適当でないと判断した場合

(守秘義務)

第12条 スクールカウンセラー等は、本事業の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。スクールカウンセラー等の委嘱を解かれた後もまた同様とする。

(災害補償等)

第13条 スクールカウンセラー等の労働災害補償は、スクールカウンセラー等の同意を得て民間保険会社の傷害保険に加入し、その適用を受けるものとする。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。